

中期経営計画

(2019年度～2023年度)

平成31年2月

公益財団法人 滋賀県緑化推進会

目 次

I. はじめに	-----	1
II. 計画期間	-----	1
III. 経営理念	-----	2
IV. 経営方針	-----	2
1. 経営の現状		
2. 経営戦略方針		
V. 経営目標	-----	4
VI. 重点的な取組	-----	6
1. 県民の緑化意識の高揚と募金額の目標達成		
2. 第72回全国植樹祭への取組		
3. 森づくりへの活動支援		
4. 身近な緑づくりへの支援		
5. 緑の少年団等森林・環境活動への支援		
6. 国際的な緑化活動の推進・啓発		
7. 情報公開の一層の推進及び効果的な公益財団活動の活発化と研究		
VII. 推進体制	-----	10
1. 自主財源の確保		
2. 進行管理と点検評価		
3. 実施状況の公表		
○ 附属資料		

I. はじめに

戦後の荒廃から国民にうるおいのある生活を取り戻すための一助として植樹によって実現すべく、昭和25年に国において「国土緑化推進委員会」が結成された。これを受けて、本県においては、現滋賀県緑化推進会の前身である滋賀県緑化推進委員会が設立された。当時は、全国では本県を含めて24県に緑化推進委員会が設立され、近畿では滋賀県と奈良県の2県だけであった。当会は設立から68年間、滋賀県における緑化事業の推進と緑化推進思想の高揚を図るとともに、「緑の募金」を推進することにより、県土の保全、水資源の確保ならびに県民の生活環境の整備及び改善に大きな役割を果たしてきた。

昭和52年に緑化団体として全国で最初の財団法人の設立許可を受けたが、平成24年4月に公益目的事業を行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する法人、公益財団法人滋賀県緑化推進会（以下「県緑化推進会」という）の認定を受け、適切な事業内容と組織体制による団体運営を行ってきた。

今年度に、平成25年度に策定した現中期経営計画（平成26年度～平成30年度）が満了を迎えることになる。

このことから、この5年間の計画の実績等を踏まえて、今後も引き続き緑の募金による自主財源をもとに、自主・自立的経営を県民・企業・団体等の理解と協力を得ながら、緑の募金の一層の普及啓発と安定した収入による緑化事業の充実を図っていくために、新たな中期経営計画を策定することにする。

平成27年に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が制定されたが、そのなかで国民的資産と位置づけられた琵琶湖の保全と再生にとって、森林・緑の存在は水源涵養や災害防止などの機能を発揮することから益々重要となっている。また、世界的に見ると、2015年国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されたが、そのなかの具体的な17の「持続可能な開発目標（SDGs）」を達成するうえで森林・緑はその多くに関連しており、持続的に森林・緑を管理することの重要性が増している。特に、当会に関連することとしては、2021年春に滋賀県で開催される第72回全国植樹祭への機運の醸成や植樹への取組を図り、開催後の緑化意識の持続向上などを盛り込む必要がある。併せて、2024年には滋賀県で国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催されることになっている。これらのことから緑の果たすべき役割や、平成31年度から導入される森林環境譲与税の動向も意識しながら「琵琶湖を育み人々に安らぎとうるおいをもたらす持続可能な緑豊かで美しいふるさと滋賀の創造」に向けて、中期的な経営のあり方を示し、経営目標に基づいて重点的な取組と施策を掲げる新たな中期経営計画を策定することとする。

II. 計画期間

2019年度から2023年度までとする。

Ⅲ. 経営理念

琵琶湖を育み人々に安らぎとうるおいをもたらす
持続可能な緑豊かで美しいふるさと滋賀の創造

Ⅳ. 経営方針

1. 経営の現状

(1) 経営基盤

①募 金

当会では、昭和30年に「緑の羽根募金」（現、緑の募金）をスタートさせたが、以降、年々募金額は増加した。平成7年に本県で開催された第19回全国育樹祭をきっかけに募金額が大幅に増加したため、平成8年度から「緑の募金」の目標額を8千万円とした。しかし、当初に期待されたほど目標額は達成されなかったため、平成17年度には目標額を6千万円とした。募金種別としては家庭募金、企業募金を中心に取り組み、4千3百万円～5千6百万円の実績を挙げてきた（附属資料の表-5参照）。人口一人当たりの募金額は全国的に常にトップ10前後（H29：第9位）に位置している（附属資料の表-6参照）。なお、家庭募金、街頭募金、企業募金、学校募金、職場募金、篤志募金の中で特に、募金総額の8割近くが家庭募金で占められている。

募金実績額は平成21年度以降漸減傾向が続き、平成28年度においては4千4百万円を割り込んだが、平成29年度には、4千7百万円とやや回復し、現在に至っている。漸減傾向の原因としては家庭募金における都市部での募金額の低迷があげられる。

今後、募金の中心となる家庭募金をさらに増額充実させていくには、難しい側面があるものの、都市部での多様な募金啓発活動に積極的に努めていく。

また、企業募金は家庭募金について多くを占め、貢献度は高いが、今後は、毎年秋期に実施しているダイレクトメールによる取組だけでなく、CSR活動への取組と結びつけるなど直接的な働きかけを強めていく。

さらに、平成16年から始まった市町村合併（附属資料の表-5脚注参照）以降、各市町の募金に対する取組が弱くなっていることから、各市町における広報啓発の充実・強化を図る。

②助成金

毎年、国土緑化推進機構から助成金が交付されているが、引き続き、当会事業と国土緑化推進事業との調整を行い、より有効かつ効率的な事業実施に努めていくものとする。

③会費

環境ビジネスメッセへの参加をはじめ、環境緑化への関心度の高い企業・事業所等へ積極的に働きかけ、現在9団体の賛助会員（会費:年間1万円）の拡大に努めていくものとする。

④基本財産の運用

これまで、国債、公債を中心に、銀行定期預金を加え、安全性・確実性を主とし、配当性を従とした運用を図ってきており、引き続き、継続していくものとする。

(2) 事業展開

当会は、昭和25年設立以降、生活環境緑化や森林整備等を約70年間にわたって、県行政と役割分担をしながら実施してきた。

具体的には、平成25年度から平成29年度までの5年間に、生活環境緑化樹の苗木を、県内約3,000の自治会中、毎年約5分の1ずつ、延べ2,806の自治会等へ総計約53,000本を配布し、身近な緑づくりに役立ててきた。事業実施にあたっては、①県民の身近なところへのきめ細かい支援、②県を主とした行政の補完的な事業の実施、③県を主とした行政と相乗効果を高める事業の実施、④県イベント等への協賛的な参加・事業実施等を基本として、自治会等を中心に積極的な事業展開を行っている。

しかし、当会事業は地元自治会等の自主的な活動を支援する事業であるものの、「緑の募金」と支援事業の仕組みに対する理解が十分であるとはいえないケースもあり、また、事業実施後の地元自治会等による継続的な管理体制が整っていないケースも見られる。

このことから、本会のホームページ等の充実を図り、積極的な情報公開に努めていくとともに、事業実施箇所の管理のあり方について検討していく。

2. 経営戦略方針

経営基盤及び事業展開の現状と課題を踏まえ、経営理念を実現するために、次の3つの経営方針を定める。

【方針1】

自主・自立性のある経営の維持・継続

「県からの財政支援を得ない」という自主・自立性のある経営の維持・継続を図る。

【方針2】

県を主とした行政と相互補完または相乗効果を図る一体的な事業実施及び個別事業メニューの検討

県を主とした行政とのバランスのとれた事業展開と世論の動向を踏まえた効果的な個別事業メニューの検討

【方針3】

公益財団法人として透明性の高い経営の推進

事業内容、財務諸表等のホームページ上での積極的な情報の公開、内部監査による牽制機能の確保、広報誌による情報の公開

V. 経営目標

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、3つの経営方針を実現するために、次の7点を経営目標として定め、緑化事業を展開することとする。

1. 県民の緑化意識の高揚と募金額の目標達成

「緑の募金」の趣旨を啓発するとともに、生活環境における森・緑づくりの大切さを広く普及・啓発し、県民、企業、団体等の緑化意識を高め、募金の目標額6千万円の達成に努める。

2. 第72回全国植樹祭への取組

開催へ向けての県民の緑化意識の向上や植樹行事への取組、開催により盛り上がった緑化意識の持続向上への機運を醸成する。

3. 森づくりへの活動支援

地域住民等による森づくりや学習としての学校林づくり及び森林ボランティア等による協働の森づくりの取組を支援し、地域の森・緑づくりを推進する。

4. 身近な緑づくりへの支援

地域住民等で行われる学校、公園等の公共施設を中心とした植樹活動など身近な緑づくりを支援する。

5. 緑の少年団等森林・環境活動への支援

緑の少年団等の育成を図り、次代を担う青少年による森・緑づくり、環境活動等を推進するとともに、里山保全や地域の緑化等の取組を進める団体の活動や人材育成を支援する。

6. 国際的な緑化活動の推進・啓発

森・緑づくりは、地球的視野に立った取組が必要であることから、国際的な緑化活動の推進と啓発に努める。

7. 情報公開の一層の推進及び効果的な公益財団活動の活発化と研究

公益目的事業を行う公益財団法人として、適切な事業内容により組織体団体運営を行うとともに、ホームページ等を利用した情報公開に努める。

経営目標の概念図

方針1

自主・自立性のある
経営の維持・継続

- ・ 県民の緑化意識の高揚と募金額の目標達成

方針2

県を主とした行政と相互補完
または相乗効果を図る一体的な
事業実施及び個別事業メニュー
の検討

- ・ 第72回全国植樹祭への取組
- ・ 森づくりへの活動支援
- ・ 身近な緑づくりへの支援
- ・ 緑の少年団等森林・環境活動への支援
- ・ 国際的な緑化活動の推進・啓発

方針3

公益財団法人として透明性
の高い経営の推進

- ・ 情報公開の一層の推進及び効果的な公益財団活動の活発化と研究

数値目標

募金額

60,000 千円

森・緑づくり活動への支援数

75 箇所／年

H P 更新回数

月 2 回

琵琶湖を育み人々に安らぎとうるおいをもたらす
持続可能な緑豊かで美しいふるさと滋賀の創造

VI. 重点的な取組

1. 県民の緑化意識の高揚と募金額の目標達成

「緑の募金」の趣旨を啓発するとともに、健全な生活環境を守っていく上での森林・緑の重要性を訴え、あわせて琵琶湖の保全等のための森・緑づくりの必要性を普及・啓発する。

(1) 緑の募金

森づくり及び緑化の推進を図るため、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、滋賀県及び県内市町ならびに関係団体との連携のもとに、「緑の募金」運動を展開する。

- ・募金目標額 60,000千円
- ・募金期間 春期 4月1日から5月31日まで
秋期 9月1日から10月31日まで
- ・募金強調月間 春期 4月15日から5月14日まで
秋期 10月1日から10月31日まで

募金啓発手法

①大型小売店舗、②主要なJR駅頭等での街頭啓発をはじめ、③公共施設等へのポスターの掲出、④市町広報、⑤新聞への広告掲載、⑥啓発広報誌の発行、⑦公共施設、事業所等への常設的な募金箱設置、⑧インターネットを利用した募金などのほか、⑨テレビ等での啓発放送などにより積極的かつ効果的な啓発活動に努める。

啓発に当たっては、効果的な募金啓発グッズ等を適切に配布し、広く県民に募金を呼びかけ、協力を求める。また、企業・団体等から一定額以上の寄附があった場合の表彰制度(感謝状楯)を設けるものとする。

(2) 緑化啓発コンクールの実施

緑化啓発のための写真コンクール及び「緑の募金・緑化推進」をテーマとする標語コンクールを実施するとともに、緑化運動ポスター原画コンクール、学校緑化コンクール、育樹活動コンクール等への参加を促し、森づくりや緑化に関する県民の関心を高め、その重要性の普及・啓発に努める。

(3) 緑化相談の実施

当会または県主催の催し等の場に「緑化相談所」を設置し、または市町等の各種イベント等に「緑化相談員」を派遣し、緑化に関する相談に応じ、身近な緑づくりについての普及・啓発を図る。

(4) 募金活動等の総合的推進

各市町緑化推進委員会が行う募金活動及びこれに基づく森づくりや緑化の推進に関する事業に係る運営費、事務費等に対して助成し、募金活動、森づくりや緑化の推進に関する事業の総合的な推進を図る。

(5) 啓発活動の総合的推進

緑化意識の向上を図るための啓発活動について総合的に企画運営するとともに、各地域の実情に即した森づくりや緑化が推進されるよう努める。

当会の事業及び緑の募金の実績とその使途等について、広報誌の発行、ホームページへの掲載などにより、広く緑化推進に関する普及・啓発に努める。

国土緑化推進機構及び近畿地区緑化推進協議会との連携により、幅広い啓発に努める。

その他あらゆる機会を捉えて、各種の報道媒体に「緑の募金」や森づくりや緑化の推進に関する資料等を情報提供するとともに、当会の事業及び緑化の重要性をわかりやすく説明し、啓発に努める。

(6) 「山を活かす、山を守る、山に暮らす交流会」への参画

びわ湖水源のもりづくり月間(10月)期間中に県で開催される「山を活かす、山を守る、山に暮らす交流会」に参画し、県民協働による森づくりと緑化の推進に関する県民意識の高揚を図る。

2. 第72回全国植樹祭への取組

第72回全国植樹祭が開催されることは、森林・緑に対する意識の醸成、将来を見据えた持続可能な森・緑づくりなどを進めていく絶好の機会であり、有意義な大会となるよう取組を進める。

(1) 開催へ向けた緑化意識の向上

様々な場面で第72回全国植樹祭開催の周知を図り、事前イベント等に参画することで県民意識の向上を図る。

(2) 植樹行事への取組

植樹行事における樹種の選定や植樹会場の選定への参画と既存の養成中苗木を植樹行事へ提供するとともに植樹用苗木の供給を支援する。

(3) 開催による緑づくり機運の持続向上への取組

記念行事やお手播きにより養成された苗木を活用するなどの植樹行事で緑づくりの機運を県全域に波及させ、持続向上に向かう取組を進め、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け緑の役割の重要性へも繋げていく。

3. 森づくりへの活動支援

県土の2分の1を占める森林は、木材の供給のみならず、水源涵養、県土の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止等様々な機能を有している。

この森林を地域住民や森林ボランティア等が次世代に引き継ぐために整備、保全、活用する取組を支援し、県民協働による森づくりを地域特性に応じて推進する。

(1) ふれあいの森づくりへの支援

地域住民の語らいや休養の場となる森（語らいの森）、卒業・出産等人生の節目となる出来事を記念して植樹する森（記念の森）、ドングリなど実のなる木の植樹など生き物の棲みやすい環境をつくる森（生き物を育む森）、地域の児童、生徒などの自然観察や野外学習、遊びなどの場となる森（学び、遊びの森）など、地域の特性や住民のニーズに応じた森づくりを住民の協働により育成、整備する活動を支援し、地域の緑化を推進する。

(2) 学校林づくりへの支援

教育の一環として実施される学校林の植林や手入れ、学習等の活動を支援し、次代を担う青少年の森林・林業への理解を深めるとともに、森林の多面的機能や環境問題等に対する関心を高める活動を支援する。

(3) 協働の森づくりへの支援

県民が協働・連携して行う森づくり活動を支援し、森づくりの推進を図る。

①上下流協働の森づくり

上流域である森林所有者等の団体と下流域の住民団体等が連携して行う水源地域の森づくり活動を支援する。

②公募型協働の森づくり

森林ボランティア団体等が広く県民等に呼びかけ、公募によりその参加を求めて行う森づくり活動を支援する。

③都市地域住民による森づくり

都市地域住民の森林・林業への理解を深め、都市地域住民による協働の森づくり活動を支援する。

4. 身近な緑づくりへの支援

地域住民等の協働により行われる身の回りの生活環境の緑づくりの活動が県土緑化のための大きな活動につながることから、学校、公園等の公共施設を中心とする身近な緑づくりの活動を支援し、緑のまちづくりを推進する。

(1) 生活環境の緑づくりへの支援

学校等や公園等の公共施設・公共用地等の身近な生活環境において、地域住民の参加により行われる植樹活動に苗木を提供し、生活環境の緑づくりを支援する。

(2) 緑のまちづくりへの支援

幼稚園、学校や公園等の公共施設等において記念行事等として関係者の参加により行われる植樹活動であって緑化啓発効果が著しく期待できるものに対して、苗木を提供し、緑のまちづくりを支援する。

(3) 淡海の巨木・名木次世代継承事業の推進

県内の巨木・名木に焦点を当て、人々の心の支えやまちの顔あるいは地域の誇りとなっている樹木に必要な手当をすることにより、生き生きとした樹木としてよみがえらせ、また、直接、眼に触れることができる機会を提供して次世代へと継承する事業を推進する。

(4) 桜の苗木・森の造成等

県土の緑化に理解の深い企業から桜の苗木の寄贈を受けて、公共施設や琵琶湖岸等への植栽を進め、国の花「桜」に親しみ、安らぎとうるおいの感じられる憩いの場を広げる。

(5) 学校、公共施設等の緑化

県土の緑化に理解の深い企業から寄贈を受けた緑化苗木等により学校等の公共施設や福祉施設等へ配布・支援し、安らぎとうるおいのある環境づくりに役立てる。

5. 緑の少年団等森林・環境活動への支援

森づくり活動を通じて環境学習や自然保護等に取り組む森林・環境活動を推進し、緑化意識を高めるとともに、自主的・積極的にそのような活動に取り組む団体の活動や人材育成を支援し、森・緑づくりの啓発と推進を図る。

(1) 緑の少年団等の育成と活動強化

森・緑づくりや環境保全の取組は少年・幼年時代からの森林・環境活動により培われることから、「緑の少年団」及び「緑の幼年団」について、その新規結成と育成及び活動の活性化を図るため、指導者の育成に努める。併せて、交流会等の開催、各種大会への参加を支援する。

(2) 森林・緑化活動団体等の活動への支援

県民に対する森づくり・緑化推進に関する研修・啓発等により地域に根ざした人材の育成を図るとともに、「緑の募金」を県域的に推進する森林・緑化活動団体の活動を支援し、森づくり・県土の緑化の推進を図る。また、里山等の保全活動を通じて地域の緑づくりや環境保全に継続的に取り組んでいるボランティア団体への活動を支援し、森・緑づくりの推進を図る。

(3) 事業所環境等の緑化推進に関する研修の実施

事業所及びその周辺や身近なまちの緑化の推進は地域環境に大きな影響を与えることから、効果的な実施を図るため、緑化事業関係者等を対象に緑化に関する知識及び技術についての研修会を開催し、実践力の向上を図る。

6. 国際的な緑化活動の推進・啓発

緑化に係る国際交流を進め、地球温暖化防止等を目指す緑化推進に努める。

より具体的には、海外からの研修生等と本県の森林・林業関係者、森林ボランティア等との森・緑づくりに関する親善交流を図るとともに、緑化に関する国際啓発に努める。

7. 情報公開の一層の推進及び効果的な公益財団活動の活発化と研究

当会の業務運営の透明化及び適正化を図るために、ホームページの充実とともに様々な広報媒体を積極的に活用し情報発信に努めるとともに、情報公開の一層の推進を図る。

また、公益財団法人として理事会、評議員会、運営協議会の機能的な運営を図るとともに、当会事務局と県内5森林整備事務所（支所）の緑化地区担当及び19市町の緑化推進委員会との連絡調整、意思疎通を円滑にするため、電子媒体等の有効活用による情報提供、意見、提案の場を設ける。

さらに、他府県の緑化推進委員会等の活動も参考にしながら、効果的な公益財団活動を研究していく。

VII. 推進体制

1. 自主財源の確保

積極的かつ効果的な啓発活動による募金目標額の達成と基本財産の安全・確実な運用を図る。

2. 進行管理と点検評価

当計画の推進を図るため、「PDCA型行政運営システム（計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－反映（Action））」による進行管理に努める。

毎年度、運営協議会で数値目標（緑の募金額）の達成度及び事業の進行状況を点検し、事業の効果等について評価する。

3. 実施状況の公表

森・緑づくりの普及・啓発や森林整備、緑化推進施策の実施状況等については、当会の広報誌“湖国「緑の募金」”やホームページ等を活用して広く公表する。